

意見公募手続により提出された意見、その考慮の結果及び理由について

1 規則等の案の題名

静岡市遠距離大学等通学費貸与条例施行規則の一部改正について（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和 7 年 2 月 5 日（水）から令和 7 年 3 月 7 日（金）まで

3 提出された意見の件数

5 件

4 提出された意見、その考慮の結果及び理由

番号	項目	提出された意見	考慮の結果	理由
1	条例について （第 4 条、 第 6 条）	第 4 条では単に「申請しなければならない」とし、第 6 条では「誓約書を規則で定めるところにより～提出しなければならない。」としており、「書類を～提出しなければならない。」か、「～●●しなければならない。」のいずれかに表現を併せてはいかがでしょうか。（第 7 条以降も同じ。） 現行：第 4 条 この条例に基づく資金の貸与を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。 第 6 条 前条の規定により貸与の決定を受けた者は、保護者及び連帯保証人が連署した誓約書を規則で定めるところにより市長に提出しなければならない。 変更案 1：第 4 条 この条例に基づく資金の貸与を受けようとする者は、申請書を規則で定めるところにより市長に提出しなければならない。 第 6 条 前条の規定により貸与の決定を受けた者は、保護者及び連帯保証人が連署した誓約書を規則で定めるところにより市長に提出しなければならない。 変更案 2：第 4 条 この条例に基づく資金の貸与を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。 第 6 条 前条の規定により貸与の決定を受けた者は、保護者及び連帯保証人とともに市長に誓約しなければならない。	規則等の内容に反映しないものとする。	提出された意見は、施行規則の内容に関するものではなく、条例に関する意見であるため。 いただいた意見は今後の参考とさせていただきます。
	条例について （第 7 条 第 9 条第 1 項第 1 号 第 11 条第 1 項 第 12 条第 1 項第 2 号）	学校教育法第 104 条第 3 項により、大学院の卒業は「修了」という語句で表現されるため、次の条例改正時に以下のように修正をお願いします。 現行：第 7 条 ～は、卒業までの期間中の～ 第 9 条第 1 項第 1 号 卒業、休学、復学又は退学をしたとき。 第 11 条第 1 項 ～、資金の貸与に係る大学等を卒業した～ 第 12 条第 1 項第 2 号 資金の貸与を受けた者が貸与に係る大学等の卒業の後、～ 変更案：第 7 条 ～は、卒業又は修了までの期間中の～ 第 9 条第 1 項第 1 号 卒業、修了、休学、復学又は退学をしたとき。 第 11 条第 1 項 ～、資金の貸与に係る大学等を卒業又は修了した～ 第 12 条第 1 項第 2 号 資金の貸与を受けた者が貸与に係る大学等の卒業又は修了の後、～	規則等の内容に反映しないものとする。	提出された意見は、施行規則の内容に関するものではなく、条例に関する意見であるため。 いただいた意見は今後の参考とさせていただきます。

条例施行規則について (保護者)	そもそも、大学、大学院、短期大学、専修学校専門課程の進学者に保護者は必要でしょうか？（貸与決定時の18歳当時は妥当だが、貸与・返還期間の大半は成年であり、「保護者」の概念が意味をなさなくなる。また、財政上は最終的な弁済を担保する連帯保証人が重要だが、保護者は当初から債務者であることを予定していないように見え、不要に見えるので。）	規則等の内容に反映しないものとする。	貸与する対象は学生ですが、実態として、貸与期間中の学生の学費や生活費等を父母等の生計維持者が負担していることが多いため、保護者との連署を求めています。 なお、返還の免除手続きに関しては、申請者だけで行うことができます。 いただいた意見は今後の参考とさせていただきます。
条例施行規則について (全条 2 行目以降)	条例と同様、2 行目以降は1 文字インデントをお願いします。	規則等の内容に反映しないものとする。	提出された意見は、施行規則の内容に関するものではなく、文章の体裁に関する意見であるため。
条例施行規則について (第2条第1項)	提出文書を限定するため、以下のように記載してはいかがでしょうか。現行：条例第4条の規定により資金の貸与を申請しようとする者は、遠距離大学等通学費貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。（1）遠距離大学等通学調書（様式第2号）（2）在学証明書又は大学等の入学が決定していることを証する書面の写し（3）世帯全員の住民票の写し（4）定期券の写し（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類 変更案：条例第4条の規定により資金の貸与を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、遠距離大学等通学費貸与申請書（様式第1号）に 申請者名の記載がある 次に掲げる書類 すべて を添えて、市長に提出しなければならない。（1）遠距離大学等通学調書（様式第2号）（2）在学証明書又は大学等の入学が決定していることを証する書面の写し（3）世帯全員の住民票の写し（4）定期券の写し（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類	規則等の内容に反映しないものとする。	条例第4条の規定により資金の貸与を申請しようとする者が提出する書類は、当然申請しようとする者が記名された書類を提出する必要があると解することができるため。また、市長が必要であると認める書類は、すべての申請者に対して提出を求めるものではないため。
条例施行規則について (第2条第1項第3号)	世帯全員の住民票の写しが必要な理由がよくわかりませんでした。 必要な情報に限定するため、以下のように対象を明確にしていかがでしょうか。 現行：（3） 世帯全員 の住民票の写し 変更案：（3） 申請者、保護者及び連帯保証人の住民票の写し。なお、世帯全員の住民票の写しを持って替えることができる	規則等の内容に反映する。	意見のとおり、「申請者及び保護者の住民票の写し」に修正します。 なお、連帯保証人の住民票の写しについては提出を求めています。

	第3条、第9条第4項、第10条第2項	第3条で、貸与を決定しているときも、しないときも通知するので、以下のように表現してはいかがでしょうか。(第9条、第10条も同じ。) 現行：市長は、条例第5条の規定により 資金の貸与を決定したとき、又は貸与をしないときは 、遠距離大学等通学費貸与決定（不決定）通知書（様式第3号）により通知する。 変更案：市長は、条例第5条の規定による 審査の結果 は、遠距離大学等通学費貸与決定（不決定）通知書（様式第3号）により通知する。	規則等の内容に反映しないものとする。	わかりやすさを考慮し、第3条、第9条、第10条において、審査の結果という表現は使用しません。
	第4条 連帯保証人	地域の関係性が希薄化する中で、保護者以外での連帯保証人を探すのは非常に困難と考えられます。最初から賃貸保証会社のような保証会社との契約を前提とし、保証契約費用相当額を貸与額に積み増して資金の返還請求を考えたほうが現実的と愚考します。(連帯保証人の「独立の生計を営む成年者」であることの確認のための労務費、連帯保証人を探すための相談に対応する労務費、連帯保証人への督促の労務費、回収できなかった場合の徴収費用・裁判費用など、公務で行うと非常に高額となり財政的に不合理。)	規則等の内容に反映しないものとする。	いただいた意見は今後の参考とさせていただきます。
	第6条以降	条例の条項の新設に伴い、繰り下げ等が発生しますが、現時点では「規則等の案の概要」しかないため、具体的な条文（新旧対照表など）の提示をお願いします。	規則等の内容に反映しないものとする。	提出された意見は、施行規則の内容に関するものではないため。
	様式	HPでは調べ切れませんでした（申請用の様式しかない）。現行様式及び改正様式の掲示をお願いします。	規則等の内容に反映しないものとする。	提出された意見は、施行規則の内容に関するものではないため。 なお、様式はホームページ「静岡市例規集」からご覧いただけます。 (URL： https://krr001.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/SVDDocumentView)
2	対象とする「県外」の大学等についての意見	素晴らしい条例を制定していただきましてありがとうございます。50年間の静岡市民としてとても嬉しく思います。現在、親の介護と春から大学生になる子を持つ者です。この制度の対象について意見を申しあげさせていただきます。主旨は「県外」でなく他の条件にしたいです。制度の目的を拝見すると静岡市に住みながら通学する際の貸与だと思います。静岡県は東西に長く、熱海や浜松までの在来線での通学（往復1日3時間）は大変です。となると新幹線通学（5万円/月）を検討します。となると金額からして静岡市を出て一人暮らし（5万円/月）を検討となります。そこで新幹線分が半分になれば一人暮らしの選択はありません。静岡県の制度であれば県外とするのは理解できますが、市の制度ではいかがなものでしょうか？通学費は県の内と外で金額が変わるのではなく距離で変わります。なので具体的に金額を条件にできないでしょうか？例えば、「公共交通機関において通学定期代が計3万円/月を超える場合」といったのはいかがでしょうか？新蒲原から小田原は約68km、新蒲原から浜松は約105km。小田原豊橋が対象になるのに熱海浜松が対象にならない現制度には不公平感を覚えますね。より良い制度にしていいただければと思います。駄文長文で失礼いたしました。	規則等の内容に反映しないものとする。	提出された意見は、施行規則の内容に関するものではなく、条例に関する意見であるため。いただいた意見は今後の参考とさせていただきます。

3	新幹線通学 定期代につ いて	上記の条例ですが、今までの若者の静岡定住政策の中で一番いいもので す。ただ、そこまでやるなら、出来ましたらそこからの在来線の部分まで 入れて欲しいです。新横浜なら慶応大の日吉、青学大の淵野辺、関東学院 大の関内、神奈川大の白楽、品川でしたら国学院大、実践女子大、青学大 の渋谷、学習院大の目白、立教大の池袋、慶応大の田町、東京でしたら法 政大の市ヶ谷、明治大のお茶の水、上智大の四谷などたくさんあります。 ここまで入れて下さればさらにいいものになります。なお、静岡から7： 20発のひかり号に乗車すれば1限目に間に合う事は確認済みです。実際 にやってみました。これい以外のも通える大学はあり、確認もしてありま す。(明治学院大や東洋大など)	規則等の内 容に反映し ないものと する。	事務の簡素化、貸 与基準のわかりや すさを考慮し、新 幹線前後の在来線 やバス等は対象外 としております。
4	上記政策に たいする市 民へのPR	上記の件ですが、東京・横浜・名古屋の大学へ進学する＝そこに住むと言 う考え方の親御さんが多いです。子供が入学する大学が新幹線通学する事 が出来た区域にあること自体知らない方がほとんどだと思います。その PRをすべきです。以前一覧表を作成し企画課で送付しました。高校側へ のPRのほか、テレビ新聞の特集記事で取り上げてもらってください。家 族でいつもいっています。高校側も奨学金ばかり説明して、このように 借金せず通う方法の説明は無いそうです。さらに、親御さんも子供も奨学 金など金を借りる事ばかりに目が行き、このように金を借りずに東京・横 浜の大学へ行く方法をなぜ考えないのかいつも話しています。さらに、下 宿すれば、4年間で48か月分の家賃を支払います。通学なら夏、冬、春 休み学校に通学しない事を考えれば(年間約5か月)実際は28ヶ月分の 通学定期代の支払いで済みます。このような通学可能な大学や金銭的な面 をもっと学校側や新聞テレビを通じPRすべきです。	規則等の内 容に反映し ないものと する。	令和6年度は、市 内の高校(27 校)、通信制高校 (6校)、予備校 (10校)及びJR 市内各駅、市内各 体育施設等にチラ シの配布、ポスタ ーの掲出を依頼し た他、静岡地区労 働者福祉協議会に よる教育セミナー で当事業の紹介を 行いました。 また、令和6年9 月4日の静岡新聞 に記事が掲載さ れ、反響がありま した。 今後、より積極的 に周知啓発に努め てまいります。
5	遠距離大学 等の定義に ついて	貸与の対象が県外の大学に通学となっているが、県内の大学に通う場合で も遠距離に該当する場合があると思うので、県内か県外かではなく通学の 距離で対象を決めてほしい。県東部から神奈川の大学に通う場合は対象な のに、県中部から県西部の大学に通うのは対象外となるのは不思議です。	規則等の内 容に反映し ないものと する。	提出された意見 は、施行規則の内 容に関するもので はなく、条例に関 する意見であるた め。 いただいた意見は 今後の参考とさせ ていただきます。